

支援センターみらい 平成24年度 事業計画

はじめに

支援センターみらいは北桜塚に移転し1年が経過しました。既に実施してきた大阪府指定相談支援事業および共同生活介護・共同生活援助事業そして新たに就労移行支援事業ふつーる、居宅介護事業・移動支援事業を展開してきました。自立支援法の目玉、就労と地域移行に照準を合わせ、社会資源として必要とされている事業を用意してきたといえます。就労移行事業所ふつーるにおいては有期限の2年目にあたり就労の可能性のある利用者は就労に結びつけなければなりません。また、ヘルパー派遣事業所あしすとも今後は地域生活をする上でのニーズを掘り起こし、サービスを知らない方にあしすとのサービスの提供について、広報活動をすすめていかななくてはなりません。さらに利用者・ご家族の高齢化に伴い、ケアホームの暮らしを希望されるニーズを踏まえ、利用者が地域で暮らしていくためにどのような支援が必要とされているのか、長期的な展望を持ち考えていかなければならないと思います。支援センターの役割は大ではありますが、報酬単価の切り下げが行われる中、運営の難しさを痛感しつつも利用者の将来を見据え、これらの事業に取り組んでまいります。

1、事業所の運営方針

豊中市内およびその近隣に住まう障害をお持ちの当事者およびご家族の相談窓口として、就労相談と支援、生活相談と支援を実施する。また、相談支援を円滑に実施するため関係機関との連携を図り、地域における支援センターみらいの役割の遂行に努める。

2、事業所の支援方針

- ①就労への意識の向上を図り、社会参加の機会を整備する。
- ②利用者が自身の生活を自ら選択し、決定できるような（エンパワメント）支援に努める。
- ③多様な相談に対応出来るよう関係機関との連携を図るとともに支援者のスキルアップを図る。

3、事業所の管理体制

・職員体制

	みらい	ふつーる	栗ヶ丘ホーム	あしすと
管 理 者	1			
サービス管理責任者		1	1	
サービス提供責任者				(1)
生活支援員		2		
職業指導員		3 (2)		
就労支援員		2		
生活支援員(CH/GH)			(6)	
世話人(CH/GH)			(5)	
相談専門支援員	1			
登録ヘルパー				(16)
合 計	1	6	12	17

註) 表中の標記について

みらい＝大阪府指定相談事業

ふつーる＝就労移行支援事業（20名定員を基準にした職員数）-

栗ヶ丘ホーム＝共同生活介護事業、共同生活援助事業

あしすと＝居宅介護事業、移動支援事業

() の数字は非常勤職員

・施設管理

消防設備点検、建物設備定期点検、電気設備定期点検、空調設備清掃害虫駆除、
防災設備の点検および警備 (専門業者に委託)

車両管理 送迎車の法定点検、定期点検、修理は適宜 その他備品の管理

4、サービスの内容

- ①就労支援 就労移行事業所ふつーるの運営
- ②生活支援 共同生活援助・共同生活介護 (グループホーム・ケアホーム) の運営
居宅介護 (ホームヘルプ) 移動支援 (ガイドヘルプ) 重度訪問介護事業
(あしすと) の運営
- ③相談支援 大阪府指定相談支援事業所支援センターみらい

5、各事業の計画

【就労移行事業所ふつーる】

① 運営方針

自力通所を基本とし、一般就労を目指す18歳以上の障害をもつ方に対し職場
への就労、定着に必要な支援を行う。(定員20名 有期限2年)

② 支援方針

- ・個別支援計画に基づき就労に必要な能力・知識を習得するための支援を行う
- ・就労訓練や企業における実習等の機会を提供する
- ・適正に応じた職場探しや就労後の定着のための支援を行う

③ 事業内容

日課

午 前		午 後	
9:00~9:20	登所・更衣	13:00~16:00	作業
9:20~9:30	朝礼 (体操)	16:00~16:20	掃除・更衣
9:30~12:00	作業	16:20~16:30	終礼・退所
12:00~13:00	昼食・休憩		

*休憩は各作業班で設定

(作業内容)

- ・清掃 (みらい 委託業務 豊島高校)
- ・製菓 喫茶 (菓子製造、接客マナー、金銭の收受)
- ・施設外実習 (川瀬彦、ラスティング、くらし館喫茶、原田老人福祉センター)
- ・その他 社会技能訓練 (就労へむけて)
- ・施設外支援 くらし館 (喫茶) 原田老人福祉センター (ペットボトル回収)

(生活支援)

日々の作業の日課の中で余暇の楽しみとして年6回の計画を実施する。

- ・1泊旅行 (11月)
- ・余暇支援 (年4回、土曜日)
- ・スポーツフェスタ (法人全体 10月)

自力通所を前提に、必要があれば一定期間付き添い、通所の支援を行う
希望に応じてショートステイや通院の特別送迎を行う

健康管理 健康診断・予防接種 (年1回 山口記念病院を利用)

昼食 弁当持参もしくは配食センターの弁当を利用（実費）
防災訓練 年2回実施

（就労支援）

施設外支援 一般就労に近い環境で仕事を体験実習することで経験を積み重ね力をつける。
施設内支援 喫茶・製菓を通じ接客マナーの習得・金銭収受を目的とする
自主製品の販売 他事業所の製品を展示販売
社会技能訓練 社会人として必要な電話応対、交通機関の利用、報告の仕方、金銭の支払い、面接の技法等を習得する。
工賃 就労のモチベーションを上げるため工賃規程に基づき支給する。
就労機関との連携 ハローワーク、就業・生活支援センター・就労関係事業所ジョブライフサポーターと連携し、実習先の開拓や見学等を通じ就労にむけてスキルアップを図る。
ご家族との連携 3カ月に1度の個別支援計画を立てるにあたり面談を実施、支援への理解、協力を仰ぐ

（広報・地域活動） 就労関連のイベントや展示会に参加し地域の中で活動をPRする。
年3回広報紙の発行

（職員研修・会議等） ふつーる会議、センター会議をそれぞれ月1回設け、職員が支援の実施を確認、振りかえる場とする。外部の研修にも積極的に参加し、情報収集に努める。

（苦情解決 リスクマネジメント）

日々の支援においてヒヤリハットを見逃さず、おこってしまった事は記録に残し職員で検証する。意見箱を設置し利用者が苦情を伝えやすい環境にする。

【栗ヶ丘ホーム（共同生活介護・共同生活援助）】

① 運営方針

利用者が家庭から自立し、地域において共同して日常生活及び社会生活を営む事が出来る様に支援する。また、地域や他の障害福祉サービス事業所との密接な連携に努める。

② 支援方針

本人の障がい特性に応じた配慮のもと、共同生活住居において食事、入浴、排泄等日常生活を安心・快適に過ごす事ができるよう適切な支援を行う。利用者が自身の生活を自らが選択し、決定できるような（エンパワメント）支援に努める。
安心してホームでの生活を楽しみ宿泊日数を増やす。

③ 事業の計画

- （1）利用者・ご家族の相談支援
- （2）食事の提供及び入浴・排泄・食事等の支援
- （3）健康管理・金銭管理の支援
- （4）住環境の整備
- （5）土曜日の朝、特別送迎（ホームからご家庭へ）の実施
- （6）あしすととの連携による余暇活動の支援

- (7) 緊急時の対応
- (8) 日中活動の場との連絡・調整
- (9) ホーム会議・家族連絡会をそれぞれ月1回開き、情報を共有する
- (10) 利用者から受領する費用
 - ①家賃 府営住宅 6,200～9,000円 (月額)
 ハイツ 18,500円
 1戸建 25,500～29,600円
 - ②光熱水費 平均月額 6,000円
 - ③食費 朝食100円～150円 夕食400円～500円 (1日)
 月額平均 9,000円 (宿泊日数により変動あり)
 - ④その他 日用品、教養娯楽、償還金等
 平均月額2,000円 (1,500円～4,000円)

ホーム所在地

名称	所在地	利用者数	職員配置数
栗ヶ丘ホーム	豊中市栗ヶ丘町	男性3・女性1	生活支援員女性1・世話人1
末広ホーム	豊中市末広町	男性5	生活支援員男性1・世話人1
若竹ホーム	豊中市若竹町	女性4	生活支援員女性1・世話人1
桜塚ホームⅠ・Ⅱ	豊中市桜塚	男性3の2戸	生活支援員男性2・世話人1
桜塚ホームⅢ	豊中市桜塚	男性2	生活支援員男性1・世話人1

【相談支援事業所みらい】

① 事業の目的

大阪府指定相談事業所として、豊中市および近隣市の相談窓口として障害者自立支援法に基づき障害者（知的障害者・精神障害者・身体障害者）に対する就労相談、就労支援及び生活相談、生活支援を実施する。また、相談や支援を円滑にするため関係機関とのネットワークを構築し、連携に努める。豊中親和会が行う事業の1つである事を自覚し、権利擁護と虐待防止の観点から利用者本意の支援に努める。

② 運営方針

豊中市で暮らす障害当事者とご家族からの生活相談および就労相談に応じ必要なサービスの提供を提案・助言する。当事者のエンパワメントの観点でより適切な支援方法があれば関係機関に繋ぐ。

③ 事業の計画

- (1) 相談支援（年金の申請等同行もあり）
- (2) 豊中市生活アシスタント事業（相談支援事業・生活アシスタント事業）
- (3) 豊中市自立支援協議会への参画
- (4) 豊中市障害者相談支援ネットワーク「えん」への参画
- (5) 関係機関との連絡・調整・会議への参画

【居宅介護・重度訪問介護、移動支援事業所あしすと】

①事業の目的

- ・居宅介護事業（障害福祉サービス事業）

地域で暮らす障害を持つ人が、居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう、サービス利用者の健康の状況、その他置かれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を効果的に行うものとする。

- ・移動支援事業（市町村事業）

屋外での移動および危険回避が困難な障害のある人を対象に、ガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援する。

②運営方針

法人のバックアップするケアホームにおいて土・日の余暇支援のための外出並びに週末をホームで過ごす方のサービスの充実に努める。また、市内在住の障害をお持ちの方にサービス提供を展開する。そのため相談支援機関や市内の他の介護事業所との連携を図り、情報収集に努める。

③事業の計画

- ・居宅介護計画、重度訪問介護計画に沿ったサービスの実施
- ・週末の余暇支援
- ・ご家族、ホームとの連絡
- ・相談事業で受けた在宅の支援が必要であればヘルパー派遣のサービスを提供する。

6、広報・地域活動

豊中市内における就労関連のイベントや展示会に参加し地域の中で活動をPRする。年3回広報紙の発行

7、職員研修・会議等

ふつーる会議、センター会議をそれぞれ月1回設け、職員が支援の在り方や課題を振りかえる場とする。外部の研修にも積極的に参加し、情報収集やスキルアップに努める。

8、苦情解決 リスクマネジメント

日々の支援においてヒヤリハットを見落とさず、おこってしまった事は記録に残し職員で検証する。意見箱を設置し利用者が苦情を伝えやすい環境にする。

9、家族との連携

ケアホームは月1回、ホームごとに家族会を持ち、連絡や情報提供をする。また利用者の体調や様子を伝える場とする。ふつーるは3カ月に1度の個別支援計画の見直しの際面談を行う。日々の様子は連絡帳や電話により個別に対応する。